

# 外国送金・輸入取引を行う方々へ

## 1. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

当行は、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」と言います。）に基づく経済制裁措置等の実施のため、すべてのお客様の外国送金・輸入取引について、外為法上の各規制等に該当しないことを確認しております。

つきましては、貨物の輸入又は仲介貿易に係る仕向送金取引および輸入取引においては、原産地（国名）、船積地（船積地が属する都市名）を、仲介貿易の場合は仕向地（国名）も併せてご申告いただきますようお願い申し上げます。

また、公的機関の発行する原産地証明書や船積書類他、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。

## 2. 外為法令等による各規制等について

外為法令等による各規制等に該当しないことを「外国送金依頼書兼告知書」の「お客様申告欄」にてご申告ください。

（「お客様申告欄」や本紙の記載に係わらず、財務省 HP 等で最新の規制内容をご確認いただいた上で申告を行ってください。）

主な規制対象取引

「資産凍結等経済制裁対象者」との取引
・ 外為法で指定された「資産凍結等経済制裁対象者」との取引
北朝鮮関連規制
「支払いの原則禁止」
・ 北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（人道目的かつ10万円以下の場合除く）
・ 北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体（※1）に対する支払いの原則禁止（当該法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む）
（※1）北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員数の過半数以上を北朝鮮に住所等を有するものが占めている場合（いわゆる「50%ルール」）等
「資金使途規制」
・ 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等
「貿易に関する支払い規制」
・ 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
・ 北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易
イラン関連規制
「資金使途規制」
・ イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
・ イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む。）
ロシア・ベラルーシ関連規制
「証券の発行等の禁止措置」
・ ロシア連邦政府等による本邦における新規証券の発行・募集（これに伴う労務または便宜の提供を含む）および流通（日本居住者による取得・譲渡）
・ ロシア連邦の特定銀行による日本での証券の発行・募集
・ 「技術提供・サービスの禁止措置」ロシアおよびベラルーシの居住者に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
・ ロシアおよびベラルーシの特定団体に対する技術の提供
・ ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
・ ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
「対外直接投資に関する規制」
・ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）

# 外国送金・輸入取引を行う方々へ

- ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている（※）法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている（※）法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）
  - （※）ロシアに主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員過半数以上をロシアに住所等を有するものが占めている場合（いわゆる「50%ルール」）等
- 「ロシア産原油等の輸入等に係る措置」
- 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約
- 「その他」
- 一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等
  - ①技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体
  - ②証券の発行等の規制の対象として指定されたロシア政府等・ロシアの特定銀行
- 告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等
  - ①ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）

### 3. 米国の財務省外国資産管理室（OFAC）規制について

米国 OFAC による下記各規制等に該当しないことを「外国送金依頼書兼告知書」の「お客様申告欄」にて申告ください。（「お客様申告欄」の記載に係わらず、本紙に記載の内容を全て確認した上で申告を行ってください。）

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策、安全保障上の目的から、米国が指定した国、地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

つきましては、以下のようなお取引は、当行ではお取扱いができませんので、これらに該当しないお取引であることに十分ご留意、ご確認頂いた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

#### OFAC 規制上の理由により、当行でお取引ができないお取引例示（2024年3月現在）

○以下の(1)、(2)のいずれかに該当する米ドル建のお取引

- (1) お取引関係者の所在地・関係地等に制裁対象国（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称））が含まれている場合
- (2) 米国政府より特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

○米ドル建以外であっても上記(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国人、米国法人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が関与するお取引

※上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認下さい。 <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがあります。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力をお願い申し上げます。また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。

そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がありますので、予めご承知置きください。

# 外国送金・輸入取引を行う方々へ

---

## 4. 情報提供および確認資料のご提出について

上記の規制やマネー・ローンダリング等の対象ではないことを確認させていただくために、お取引の内容について確認をさせていただいたり、お取引に関する確認資料のご提出をお願いしております。その際には、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当行独自の判断により追加確認資料等のご提示、送金実行の保留、またはお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

以上